

意匠分類記号	意匠分類の名称
D6-441	収納かご

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品			
D2-580	全	収納かご等			
D2-581	全	収納かご			
D2-581A	全	収納かご(単独型)			
D2-581B	全	収納かご(積重ね型)			
C3-512	一	洗濯かご			
参考分類・参考物品					
分類記号	分類の名称 または 物品の名称				
G1-501	運搬用容器				
B4-10	かばん又は携帯用袋物(開口部開放型)				
C0-110	小物整理箱 卓上の身の回り品整理箱				
C5-220	食卓用かご等				
F2-71台	事務用整理保管箱				
F2-7241	メモ用紙立て等				
再掲載指示					
分類記号	分類の名称 または 物品の名称				
この分類に含まれる物品					
日用品収納かご	脱衣かご	厨房用かご			
収納かご	整理かご	洗濯かご			
定義					
<ul style="list-style-type: none"> ・側面が格子状あるいは多数の穴あき状の整理、収納用家具で、整理、収納部が1つのものを分類する。 ・底面あるいは側面の一部が、格子状、多数穴あき状でなくともここへ分類する。 ・複数個積み上げ可能なものを含む(収納部が2段あるいは2列以上に構成されたものは収納棚等)。 ・蓋、取っ手、キャスターの有無を問わない。 ・深さが浅いもの(トレイ状に近い)でも、側面がかご状の構成のものは含む。 ・脱衣かご、洗濯かごを含む。 					
D6-461 登録 1106340 号 「日用品整理収納かご」		D6-461 登録 1086540 号 「整理かご」		D6-461 登録 632279 号 「整理かご」	
					

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

- ・整理、収納部が2段あるいは2列以上あるものは、D6-51台の収納棚等とする。
- ・身の回り品等の整理・収納専用のものは、C0-11台の小物整理用具とする。
- ・事務用具を整理・収納するもの〔上面が開放された(蓋なし、または、引き出しでない)かごであって、かつ、使用目的を事務用整理保管専用であるとしている(物品名称、物品の説明等において)もの〕は、F2-7台事務用整理保管具に分類する。

分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称
